

安田中学校同窓会会則

第一条 本会は、阿賀野市立安田中学校同窓会と称し、事務局を安田中学校に置く。

第二条 本会は、安田中学校（在学一ヶ年以上）およびこれに準ずる者をもって組織し中学校職員は客員とする。

第三条 本会は目的達成のため、左の事業を行う。

- 一 会員相互の親睦に関する事。
- 一 会員の修養に関する事。
- 一 母校の発展に関する事。
- 一 その他必要な事。

第四条 本会に左の役員を置く。

- 一 会長 一名。
- 一 副会長 三名（うち一名は中学校長があたる）。
- 一 顧問 会長歴任者をふくめ若干名。
- 一 理事 各地区より若干名と中学校側より二名。
- 一 評議員 各卒業年度より男女各一名。
- 一 会計監査 若干名。

第五条 役員の選出方法

- 一 会長、副会長は総会で選出する。
- 一 理事、会計監査は地区会員の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 一 評議員は年度毎会員の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 一 役員の任期は二年とし再任を妨げない。

第六条 役員の任務権限

- 一 会長は会務を総轄する。
- 一 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその任務を代行する。
- 一 理事は会長の命を受けて各種事業案を作成し会務の執行にあたる。
- 一 中学校側の二名は会計、議録など事務一般を担当する。
- 一 会計監査は年一回会計監査し総会に報告して承認を求める。
- 一 評議員は会長と各卒業年度会員との連絡にあたり評議員会に委嘱された事項の議決並びに必要な事項の審議にあたる。

第七条 会合

- 一 総会は原則として年一回開催する。また会長が必要と認めたととき臨時に開催できる。
- 一 理事会は会長が必要あるときこれを招集する。
- 一 評議員会は評議機関で理事会で必要と認めたとときに会長が召集し、総会から委嘱された事項の議決ならびに必要な事項を審議する。
- 一 右の三つの会の成立人員は別に規定せず、出席人数をもって開催し、その採決は出席人員の多数決によって決める。
- 一 可否同数の場合はこれを決する。

第八条 本会の経費は会費、寄付金、事業金をもってこれにあてる。

第九条 会費は終身会費として入会するとき（卒業時）に千円を納入する。

第十条 本会は左の帳簿を常備する。

- ① 役員名簿
- ② 会員名簿
- ③ 金銭出納簿
- ④ 預金通帳
- ⑤ 会議記録簿

第十一条 会計年度は毎年四月一日にはじまり翌年三月三十一日に終わる。

第十二条 会則の変更は総会の決議による。

第十三条 本会則は昭和四十四年八月十五日より施行する。

昭和五十三年九月十七日 会則第9条一部改正。

昭和五十五年十月二十一日 会則第四条一部改正。

平成十六年四月一日 市制移行により会則一条一部改正。

平成二十年三月四日 会則第九条一部改正。